



ROTARY CLUB OF CHINO WEEKLY

Rotary CHINO



2015～2016年度国際ロータリーテーマ

茅野ロータリークラブ

創立1981. 1. 26

茅野ロータリークラブ活動指針

「みつめ直そう！ひとりひとりがロータリー」

2015 — 2016 会長 矢崎 敏臣 幹事 加藤 宏治

Vol.08 1630 2015.08.26

会長挨拶

皆さんこんにちは。今日は弁護士
の竹村先生の卓話ということで、大
変楽しみにしております。実は、私は
裁判所とご縁がありまして、長野家
庭裁判所の調停委員をさせて頂いて
25年目となります。裁判所は比較的
なじみの薄い役所ですが、当
クラブでも牛山武明さん、北原重信
さんも関係者であり、柳澤孝男さん
は現役です。

私の仕事は不動産鑑定士ですので、
土地建物等のトラブルが専門と思い
きや、タイプが向いているのか、家事事件、特に離婚について担当が多いです。
日本の大きな法律問題につきましては、竹村先生にお任せすることと致し
ますが、最近の身近な法律問題について少し傾向を述べさせて頂きたいと
思います。

最近増えている離婚については、まず親権の帰属の問題、次は養育費の問題、
財産分与の問題、そして不貞等の場合慰謝料の問題があります。当クラブ
ではもうあまり関係がないと思いますが、養育費の金額は、裁判所のホーム
ページで当事者の収入および子供の人数等で、マトリクス型の算定表が
掲載されております。ちなみに夫の収入が年間700万円で、奥さんの収入が
年間200万円程度で、子どもが2人いる場合は、子ども1人当たり40,000円前後
となっております。義務者と権利者の収入の違いで、養育費の額は異なっ
てきます。熟年離婚については少しややかりですが、そこそこの財産を持っている
ので、その財産把握と分け方が難しいと思います。少し勘違いをしている
と思われるのは、実際稼いでいる人が財産を多く分配されるのではなく、家
庭を守っている奥さんの協力で資産形成されると考えるので、基本的には
折半ということになるのでご留意下さい。

最後になりますが、最近長生きになってきたので、認知症の問題が多くな
ってきています。これに対して「成年後見人の制度」というのがあり、裁判所
で増えつつあります。認知症が進行した場合は自分で預貯金がおろせな
くなるので、本人にかわり介護等にかかわる人の認定制度です。私は参与員と
いうことで、裁判所で成年後見人の適格性を審査する仕事にも携わって
おります。時代とともに、法律関係も変化してきていると思われますので、時
間がありましたら、又、法律問題につきましてもお話ししたいと思います。

本日は竹村先生におかれましては、ご多用の所お時間を頂き大変感謝申
し上げます。どうぞ宜しくお願い致します。以上をもちまして会長挨拶とさ
せて頂きます。

幹事報告

※別紙幹事報告書

ロータリーミニ情報

雑誌・ロータリー情報委員会
渡邊健太郎 委員長による
「ロータリーミニ情報」



～「日本のロータリーがいつつくられたか」について～

世界のロータリーは1905年(明治38年)シカゴで発足
我が国最初のクラブは1920年(大正9年)10月20日に東京ロータリークラブ
が最初。翌1921年(大正10年)4月1日には世界で855番目のクラブとして正式
に国際ロータリークラブへの加盟が承認された。

その後第2次世界大戦により1940年に国際ロータリーから脱退。戦後1949年
3月に復帰加盟。

その後日本におけるロータリーの発展は目覚ましく、ロータリー財団への
貢献も抜群で、今や国際ロータリーにおける日本の地位は不動のものとな
っている。

功労バッジの贈呈

R I から竹村一男会員に芳澤睦茂新入会員
推薦の功労バッジ贈呈



卓話

「安全保障法制と憲法」

竹村法律事務所
竹村隆 弁護士



プロフィール

茅野市出身、永明小学校、永明中学校、諏訪清陵高校94回生
平成14年弁護士登録、東京で「イソ弁」、平成20年茅野市塚原で開業

安保法制といっても範囲が広すぎるので「集団的自衛権と憲法」にテーマ
を絞る。

「個別的自衛権」は、日本が直接攻撃を受けた場合にそれに対して防衛す
る権利のこと。これに対して「集団的自衛権」は、日本が直接攻撃を受けてな
くても他の第3国が攻撃を受けた場合に共同して防衛する権利のこと。従来、
憲法では個別的自衛権は認められるが集団的自衛権は認められないという
憲法解釈が定着していたが、昨年の閣議決定で集団的自衛権も認められる
という解釈に変更された。それで、今年の安全保障関連法案が国会に提出さ
れるに至ったが、集団的自衛権は憲法違反ではないかの議論がされている。

集団的自衛権は、国連憲章では認められているが、無制限に認められて
いるわけではなく、一定の手続きを要し、制限的に認められている。国際法上は
認められていても、各国の憲法が許容していなければ行使できない。日本国
憲法第9条では、そもそも戦争と武力の行使は放棄、陸海空軍その他の戦力
は保持しない、と定められている。集団的自衛権を論議する前に自衛隊は違
憲かどうかという議論になるが、国の存立を全うするために必要最低限の
行使は認められる、という説明がなされてきた。自衛権が認められる3つの
要件は、①我が国に対する急迫不正の侵害、②これを解決する他の手段がない
こと、③その必要最低限の行使、であり、つまり「個別的自衛権」は認めら
れるという解釈をとってきた。「集団的自衛権」は①の自国に対してのもの
ではないので現行憲法下では認められないという立場を一貫してとってきた。

これに対して、「集団的自衛権」は合憲だという論拠は、①憲法に認められ
ないという条文がない、②国際法上認められている、③制限的自衛権の中に
含まれる、④砂川判決で認められた、である。これに対しては違憲の立場か
らそれぞれ反論がなされている。

政府の集団的自衛権は限定的行使で、その「新3要件」は①我が国の存立が
脅かされる明確な危険があること、②これを解決する他の手段がないこと、
③その必要最低限の行使、である。想定されるケースは、在日米軍基地が攻
撃された場合だが、これは他国ではなく自国領土への攻撃でもあるので個
別的自衛権で説明できるのではないかと議論もある。

問題とされているのは、政府の憲法解釈の変更は「立憲主義」(憲法で権力
をしばる制度)に反するのではないかと、ということ。解釈の変更自体は禁止
されているわけではないが、変更後の解釈が合憲かどうかということは問題
である。憲法の内容ともいうべき実質的に定着した解釈を自らの都合で
変更するということは問題である。

集団的自衛権は現行憲法に抵触するので、行使するなら正々堂々と憲法
を改正してやるべきだという立場がある。ただ憲法改正は第96条で、各議院
の総議員(出席議員でなく)の3分の2以上の賛成が必要で、かつ国民投票で
過半数の賛成が必要ということで、ほとんど憲法改正は不可能。そこで政府
は「3分の2以上」は厳しすぎるのでせめて「過半数」にしようとする改正手続
きについての条文を憲法改正をして、そのうえで集団的自衛権を認める改
正をする2段階構えでやろうと考えていたが、やはり憲法改正のハードルが高
いので、半ば強引に憲法解釈の変更をしたということだろう。

最後に注意してほしいのは、個別の法案の内容については、その是非、当
否については憲法と区別して検討してみる必要がある、ということだ。

ニコニコBOX

人数
26人
金額
36,000円

◎矢崎敏臣会長 竹村先生、ご多用の所ありがとうございます。卓話よろしくお願いします。
◎柳澤孝男会員 竹村先生、本日はよろしくお願いします。

出席報告

会員数 55名
出席 49名
出席率 89%